

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場 2 号炉灰出しコンベア緊急修繕

2 契約相手方

J F E エンジニアリング (株)

3 随意契約理由

本修繕は、当工場の 2 号炉灰出しコンベアにおいて、駆動部軸受プランマブロックが破損したことにより動作不能となったことから、炉の運転が継続できなくなったため、緊急修繕を行うものである。

当工場の灰出しコンベアは J F E エンジニアリング (株) 独自の技術により一括責任にて設計施工したものであり、本修繕については、灰出しコンベアが有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の灰出しコンベアを設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、修繕後の炉体設備・機械設備の設備全体の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる業者は J F E エンジニアリング(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号及び 5 号

5 担当部署

環境局平野工場 (電話番号 0 6 - 6 7 0 7 - 3 7 5 3)

随意契約理由書

1 案件名称

管理棟用空冷チラー（その2） 修繕

2 契約の相手方

パナソニック ES 産機システム（株）

3 随意契約理由

八尾工場管理棟の空調用熱源機器は、パナソニック（株）製の空冷チラーユニットが使用されており、この製品の製造販売並びにメンテナンスはパナソニック ES 産機システム（株）が行っている。

今回、このチラーユニットの圧縮機の能力が著しく低下しているため、圧縮機と消耗部品を交換する修繕が必要になった。

本修繕について同社独自の技術により、設計、製造されていることから、同社以外では、部品の手配ならびに整備技術面の対応が不可能である。

また、修繕後の性能、作動状態、耐寿命に対して一貫して責任を持たせることができるのは、パナソニック ES 産機システム(株)だけである。

上記理由によりパナソニック ES 産機システム(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局八尾工場（TEL：072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

大正工場N o. 2養生コンベヤ修繕

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

本修繕は、当該焼却工場のN o. 2 養生コンベヤの修繕を行うものである。

当該設備は、補修灰処理設備により無害化された飛灰を、貯留ピットに搬送するための設備である。

この設備は、日立造船(株)において独自の技術により設計・製作されたものであり、修繕にあたっては設備特有の構造、機能に加え、補修方法等総合的に十分把握した上で行わなければならない。このような条件を満たすためには、当該工場の本設備を施工した会社以外では、当該工場の本設備に対する技術面の対応が出来ないことから、設備全体の性能、作動状態等について、保証することが不可能である。従って、焼却設備全般に一貫して責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

上記の理由により、今回の修繕は日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局大正工場（電話番号 06-6553-0464）

随意契約理由書

1 案件名称

ろ過式集じん装置用ろ布買入

2 契約の相手方

会社名 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

機種選定理由

今回購入するろ過式集じん装置用ろ布は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社製の八尾工場排ガス処理設備である「湿式排ガス洗浄装置」「触媒脱硝装置」と並ぶ「ろ過式集じん装置」の主要な構成部品であって、排ガスの性状・量・流速・温度・圧力損失等によって当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

従って、他社ではろ過式集じん装置用ろ布の品質や排ガス処理の性能保証ができる製品の製作が不可能である。よって三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本製品は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社に特名するものである。

(証明期間 平成26年3月31日)

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 八尾工場 (電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1. 案件名称

南港管路輸送センター輸送管修繕

2. 契約の相手先

(株)ビルド

3. 随意契約理由

管路輸送事業については、南港ポートタウンにおいて、ごみを各家庭から中継センターである南港管路輸送センターまで輸送する事業であり、住民にとって利便性があり、かつ衛生的であるもので、支障を来すことなく、適切に運転・維持管理を実施する必要がある。

南港管路輸送センターに設置している輸送設備の輸送管については、長年の使用のため摩耗、腐食、変形による補修のため長期にわたる運転停止の原因ともなっている。

本修繕については、施行中住民のごみ投入が不可能になるため、可及的速やかに補修を完了する必要がある、なおかつ本設備の特質を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

また、輸送管内の閉鎖的作業環境の中、管の内側よりの補修作業やその際必要となる止水技術も要求され、早期にかつ安全に作業を完結させる必要がある。

このような条件を満たすためには、施設竣工後よりプラント製造業者と共に下請負業者として試運転や初期トラブルの対応に当たっており、後年、プラント製造業者からメンテナンスの委嘱を受け、迅速に対応できる社内体制を整備するなど、輸送管管内補修作業について、一手に担ってきているところであることから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることが出来る業者は(株)ビルドのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部南港管路輸送施設 (電話番号06-6612-4981)

随意契約理由書

1 案件名称

大正工場破碎施設剪断式破碎機刃物修繕（その3）

2 契約の相手方

（株）タクマ

3 随意契約理由

当該破碎施設は、プラントメーカーである（株）タクマにおいて独自の技術により一括責任施工で竣工したものである。

修繕については、破碎設備の特質を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該破碎施設の本設備を施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既設設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の破碎設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者は（株）タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局大正工場破碎施設（電話番号 06-6555-2096）

随意契約理由書

1 案件名称

クレーンバケット用部品

2 契約の相手方

株式会社福島製作所

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するは、クレーンバケット用部品は、じん芥クレーンバケットに装備して使用するものである。

当工場のじん芥クレーンバケットは、株式会社福島製作所独自の設計技術により製作されたものであり、本製品の詳細な寸法及び関連機構との関係は当該会社以外では知りえず、他社においては製作不可能である。以上のことから株式会社福島製作所の選定を行った。

(2) 業者選定理由

本製品は、株式会社福島製作所が直接販売を行っており、他社では取扱が出来ないため、株式会社福島製作所と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 舞洲工場 (電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

住之江工場じん芥クレーン設備（その2）修繕

2 契約相手方

（株）日立プラントメカニクス

3 随意契約理由

本修繕は、当該工場1号じん芥クレーン支持減速機内のピニオンギアが破損し、運転不可となったため、修繕を行うものである。

当該工場のクレーン設備は、（株）日立プラントメカニクスが独自の技術により設計・製作・施工したものであり、修繕を行うにあたっては、本設備の特質を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該工場の本設備を施工した会社以外では、本修繕に対する整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既設設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また修繕後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者は（株）日立プラントメカニクスだけである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部住之江工場（電話番号06-6681-0035）